

## 会議録

- ◇ 会議の名称 平成 27 年度第 2 回君津市介護保険運営協議会
- ◇ 開催日時 平成 27 年 10 月 22 日（木） 16 時 00 分～17 時 00 分
- ◇ 会 場 君津市役所 3 階 301 会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 伊賀 浩、芳賀敏三、仲野和夫、鈴木由紀子、水野谷 繁、  
齊藤 昭、秋元一寛  
以上 7 名
- ◇ 欠席委員 原 比佐志、石井米夫  
以上 2 名
- ◇ 出席職員 佐久間保健福祉部長、和田高齢者支援課長、  
三澤係長、川村主任主事  
以上 4 名
- ◇ 傍 聴 者 なし（定員 5 名）
- ◇ 議 題 1 会長及び副会長の選出について  
2 介護予防・日常生活支援総合事業について  
3 介護予防支援事業を委託する事業所について

## 1 開 会

(和田課長)

定刻になりましたので、平成 27 年度第 2 回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。

進行を務めます保健福祉部高齢者支援課長の和田です。よろしくお願いいたします。

本日の運営協議会ですが、原委員、石井委員につきましては所用により欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご連絡させていただきます。

それでは、君津市介護保険規則第 5 条の 5 より、会議の議長は、会長が務めることになっておりますが、まだ会長が選出されておられませんので、その間、佐久間保健福祉部長に議事進行をお願いします。

## 2 議 題

【仮議長：佐久間部長】

(議長)

暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題 1「会長及び副会長の選出について」でございます。

会長及び副会長の選出方法は、君津市介護保険規則によりまして、委員の互選となっております。

よって、この選出については、委員の皆様による推薦によりたいと存じます。

はじめに、会長について、どなたか推薦がございますか。

(水野谷委員)

伊賀委員を推薦します。

(議長)

ただいま、伊賀委員を会長にとの推薦がありました。

他に、推薦される方、ございますか。

他にないようでございますので、お諮りいたします。

伊賀委員を会長とすることに、ご異議ございませんか。

－「異議なし」の声があがる。－

(議長)

ご異議なしと認め、会長を伊賀委員に決定いたします。

ただいま、会長が選任されましたので、私の議事進行はここまでとさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(和田課長)

ここで、伊賀会長には、席を移動していただき、これ以降の議事進行を、よろしくお願いいたします。

－会長就任の挨拶－

【議長：伊賀会長】

(議長)

それでは続いて、副会長の選出について、どなたか推薦がございませんか。

(水野谷委員)

芳賀委員を推薦します。

(議長)

ただいま、芳賀委員を副会長に、との推薦がありました。

他に、推薦される方ございますか。

他にないようでございますので、お諮りいたします。

芳賀委員を副会長とすることに、ご異議ございませんか。

－「異議なし」の声があがる。－

(議長)

ご異議なしと認め、副会長を芳賀委員に決定いたします。

それでは、芳賀副会長、席の移動をお願いいたします。

－副会長就任の挨拶－

(議長)

次に、議題2「介護予防・日常生活支援総合事業について」を議題にいたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料に基づき説明

**【概要】**

平成 27 年度の介護保険制度改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）を実施することとされたが、新しい総合事業への移行に準備期間が必要である場合、条例で実施を猶予する規定を設けることにより、平成 29 年 3 月 31 日まで実施をしないことが可能であるとされ、本市では、介護保険条例の一部改正により、平成 29 年 4 月 1 日から実施するものとした。

しかしながら、事業費の上限の特例、要介護認定（要支援）認定費用の削減等を勘案し、新しい総合事業への移行時期について、見直しを行い、平成 28 年 3 月 1 日からの移行を検討する。

今後のスケジュール（案）

平成 27 年第 4 回議会定例会へ君津市介護保険条例一部改正案を上程

平成 27 年 12 月下旬 介護事業者向け説明会を実施

平成 28 年 2 月 広報きみつ 2 月号にて市民へ周知

平成 28 年 3 月 1 日 新しい総合事業開始

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、ご質問のある方いらっしゃいますか。

(水野谷委員)

県内で平成 27 年 4 月から新しい総合事業を実施している市は 4 市でよいか。

(事務局)

銚子市、松戸市、流山市、鴨川市の 4 市になります。

(水野谷委員)

介護報酬改定前の平成 26 年度の介護予防給付費等を基準にする平成 27 年度に移行した方が、平成 28 年度、平成 29 年度に移行するよりも新しい総合事業の事業費の上限において有利となるということか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(水野谷委員)

介護予防給付のうち訪問介護と通所介護は現行相当のサービスとして新しい総合事業に移行されるが、多様な主体による緩和された基準によるサービスについては、どのような基準を設けるのか。

(事務局)

現在、検討している状況で、介護人材不足という状況を見据え、5年、10年先を見越した社会資源づくりが必要になりますので、慎重に対応していきたいと考えております。

また、介護職員初任者研修を受講した者が訪問介護サービスを提供することができますが、新しい総合事業では、厚生労働省が示す「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」において、市が実施する生活支援等に関する研修を受講した者が緩和された基準によるサービスを提供できると示されておりますので、人員等の基準につきましては介護保険運営協議会にて協議したいと考えております。

(水野谷委員)

新しい総合事業の財源構成はどのようになるのか。

(事務局)

介護給付費の財源構成と同様のもので、国が25%、県と市がそれぞれ12.5%、第1号被保険者の保険料が22%、第2号被保険者の保険料が28%の負担となっております。

(水野谷委員)

人口が集中している君津地区においては、介護サービスの事業所が多くあるが、新しい総合事業では、介護保険のサービス事業所が少ない地域においても多様な担い手によるサービスを創設させつつ、その担い手が過大な負担を負うことがないように、市が舵をとっていただきたい。

(仲野委員)

新しい総合事業では、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な主体によるサービスを提供するとあるが、老人クラブもボランティアの担い手として、現在、老人クラブが行っている独居老人の訪問、見守りを新しい総合事業の中に組み込むことで地域の活性化につなげることができるのではないかと思います。

(水野谷委員)

地域支援事業の中で、ボランティア等が行う生活支援サービスの需要と供給のマッチングを行う生活支援サービスの体制整備は、新しい総合事業の中に含まれるか。

(事務局)

生活支援サービスの体制整備は、地域支援事業の包括的支援事業の中で行われます。

(議長)

質問がなければ、この議題について裁決に移りたいと思います。

では、事務局の原案について承認される方は挙手をお願いします。

この議題について、挙手多数により、原案どおり可決されました。

では、次に、議題3「介護予防支援事業を委託する事業所について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議題3「介護予防支援事業を委託する事業所について」をご説明させていただきます。

資料に基づき説明

#### 【概要】

- ・介護予防支援事業を委託する事業所について（案）

介護保険法第115条の23第3項の規定により、介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する。

事務局から、委託事業所について9事業者提案。

(議長)

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質問などございますか。

ないようですので、この議題の可決について挙手をお願いします。

挙手全員により、原案どおり承認します。

では、本日の議案はすべて終了しましたので、事務局は閉会をお願いします。

## 4 閉 会

(和田課長)

以上を持ちまして、君津市介護保険運営協議会を閉会といたします。

本日は、ご多用のところ、誠にご苦勞様でございました。